

鈴鹿市告示第42号

鈴鹿市文化財保護条例（昭和48年鈴鹿市条例第33号）第4条第1項の規定により、次のとおり鈴鹿市指定文化財を指定し、同条第3項の規定により当該文化財の保持団体を認定したので、同条第5項の規定により告示する。

令和8年3月19日

鈴鹿市長 末松則子

- 1 種別
無形の民俗文化財（風俗慣習・祭礼）
- 2 名称
長太天王祭の山車行事
- 3 所在地
三重県鈴鹿市北長太 飯野神社 ほか
- 4 保持団体
長太天王祭保存会